

第1節 公共施設の災害復旧計画

指定地方行政機関の長及び地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規程により責任を有する者は、それぞれが管理する公共施設について災害復旧を実施する。

1 復旧事業の方針

(1) 災害復旧事業実施体制の確立

被災施設の災害復旧事業を迅速に行うため、村は、防災関係機関と連携を図り、実施に必要な職員の配備、また、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について検討し、措置をとる。

(2) 災害復旧事業計画の作成と緊急査定の促進

被災施設の復旧事業の計画を速やかに作成、国、県又は村が復旧事業に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助するものについては、村又はその他の機関は復旧事業費の決定若しくは決定を受けるための査定計画をたて、速やかに査定実施に移すよう努めるものとする。

査定を行う必要のある事業については、直ちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努めるものとする。

(3) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく激甚災害の指定促進

激甚災害が発生した場合、村及び県において、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるように努める。

(4) 復旧事業の計画に際しての留意事項

ア 緊急事業の決定

被災施設の重要度、被災状況等を検討し、緊急事業を定め、適切な復旧を図る。

イ 復旧事業の計画

再度災害防止のための、災害復旧事業と合わせ施行することが適切な施設の新設又は改良に関する事業が行われるよう配慮する。

ウ 復旧事業の総合化

他の機関との連携を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては、総合的な復旧事業の推進を図る。

エ 事業期間の短縮化

災害地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等、具体的に検討の上、事業期間の短縮に努める。

(5) 災害復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、迅速な実施を図り、実施効率を上げるよう努める。

第2節 被災者の生活確保計画

被災した災害からの速やかな復旧を図るため、村は県及び関係機関と連携して次のとおり被災者措置を講ずる。

1 生活相談

被災者のための相談所を設け、苦情、要望等を受け付け、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請する。

2 職業の斡旋

被災者が災害のため収入のみちを失い、他に就職する必要が生じた場合には、関係機関と協力して、現地職業相談所を開設し、適職への早期就職の斡旋に努める。

なお、通勤地域への就職斡旋が困難な場合は、広域職業紹介（職業安定法第19条の2）により広く就職の機会を求める等の方法により、就職斡旋を行うとともに、県立高等技術専門学校への入校等により職業訓練を受講させ、生業及び就職に必要な技術を習得されるよう努める。

3 援助資金の貸付等

(1) 災害弔慰金等の支給

自然災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、また、精神若しくは身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。（下表参照）

（根拠法令：災害弔慰金の支給に関する法律（昭和48年法律第82号））

対象となる 災害	実施主体等	支給対象者	支給限度額	支給方法・制限等
自然災害であり、かつ、下記のいずれかに該当するものであること。 1 村の区域内において、住家滅失世帯数が5以上であること。 2 県内において、災害救助法の適用された市町村が1以上であること。 3 上記と同等と認められる特別	1 実施主体 村（村条例に基づく） 2 経費負担 国 1 / 2 県 1 / 4 市町村 1 / 4	死亡者の配偶者 死亡者の子 死亡者の父母 死亡者の孫 死亡者の祖父母	1 死亡者が災害弔慰金の支給を受ける遺族の生計を主として維持していた場合 500万円以内 2 その他の場合 250万円以内	1 支給方法 村が被災状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給する 2 支給制限 ①死亡が本人の故意又は重大な過失による場合（村長の判断による） ②下記の規則等に基づく支給がある場合 ア 警察表彰規則 イ 消防表彰規程 ウ 賞じゅつ金に関する訓令

<p>の事情がある 場合の災害で、 厚生労働大臣が 認めたもの</p>		<p>対象の災害により負傷または疾病にかかり、それが治ったとき下記に掲げる程度の障害を有する者に支給する</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 両眼が失明した者 2 咀嚼及び言語の機能を廃した者 3 精神系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者、胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 4 両上肢をひじ関節から先を失った者 5 両上肢の用を全廃した者 6 両下肢をひざ関節から先を失った者 7 両下肢の用を全廃した者 8 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者 	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害を受けた者がその世帯の生計を主として維持していた場合 250万円以内 2 その他の場合 125万円以内 	<p>③その他村長が支給を不相当と認める場合</p>
---	--	---	--	----------------------------

(2) 被災者生活再建支援金の支給

自然災害によって生活基盤に著しい被害を受け、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対して、支援金を支給し、自立した生活の開始を支援する。
(根拠法令：被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）)

区分	支給の内容等				
実施主体	県（被災者生活再建支援基金に支給事務を委託）				
対象災害	(1) 災害救助法に定める適用基準（1号又は2号）に該当する被害が発生した市町村の区域にかかる自然災害 (2) 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 (3) 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害				
対象世帯	(1) 居住する住宅が全壊した世帯 (2) 居住する住宅が半壊し、倒壊による危険防止の必要があること、当該住宅居住のために必要な補修費等が著しく高額となること等により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯 (3) 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続すること等により、居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯				
支給額			支給限度額		備考
	前年の収入合計額	世帯主の年齢等	複数世帯	単身世帯	
	500万円以下	年齢は問わない	300万円	225万円	
	500万円を超え700万円以下	45歳以上又は要援護世帯	150万円	112.5万円	
700万円を超え800万円以下	60歳以上又は要援護世帯	150万円	112.5万円	1 収入額は、総所得金額を基礎に一定の算定式により求める。 2 要援護世帯は、内閣府令で規定	
※支給限度額は、支給対象となる通常経費、特別経費の合計額（通常経費、特別経費それぞれに限度額がある。）					
支給対象経費	(1) 通常経費 ① 生活に通常必要な物品の購入費又は修理費 ② 住居の移転に通常必要な移転費（引越費用） (2) 特別経費 ① 被災世帯の住居地域又は被災世帯に属する者の特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費 ② 被災世帯に属する者の住居の移転のための交通費 ③ 住宅を賃貸する場合における当該住宅の借家権の設定の対価（いわゆる礼金、権利金等） ④ 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった場合の治療に要する医療費で、自然災害が発生した日から起算して1年を経過する日までの間に支払われるもの				
申請先	被災者生活再建支援基金（県、市町村経由）				

(3) 災害援護資金の貸付

災害救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷を負い又は家財等に相当程度の被害を受けた世帯に対し、生活の立て直しに必要な資金として災害援護資金を貸し付ける。（根拠法令：災害弔慰金の支給に関する法律（昭和48年法律第82号））

種別	対象となる災害	実施主体等	貸付対象者	貸付限度額	貸付条件
災害援護資金	災害救助法が適用された自然災害	1 実施主体 村（村条例に基づく） 2 経費負担 国2/3 県1/3	対象となる自然災害により、世帯主が負傷又は家財等に被害を受けた世帯で、かつその世帯の前年の所得が下記金額以内の世帯 1人世帯 220万円 2人世帯 430万円 3人世帯 620万円 4人世帯 730万円 5人世帯以上の場合 1人増すごとに30万円を加算した額 但し、その世帯の住家が滅失した場合は1,270万円	1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円以内 2 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円以内 イ 住居の半壊 170万円以内 ウ 住居の全壊 250万円以内 エ 住居全体の滅失又は流失 350万円以内 3 1と2が重複した場合 ア 1と2アが重複 250万円以内 イ 1と2イが重複 270万円以内 ウ 1と2ウが重複 350万円以内 4 次のいずれかの事由に該当する場合で、かつ被災した住居を建て直す際に、残存部分を取り壊さざるを得ないなど特別の事情がある場合 ア 2イの場合 250万円以内 イ 2ウの場合 350万円以内 ウ 3イの場合 350万円以内	1 申請 被害を受けた後3か月以内 2 据置期間 3年 (特別の事情のある場合) 3 償還期間 据置期間経過後7年 (特別の事情のある場合 5年) 4 償還方法 年賦又は半年賦 5 貸付利率 年3% (据置期間中は無利子) 6 延滞利息 年10.75%

(4) 生活福祉資金の貸付

低所得世帯等に対し、経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、県社会福祉協議会が生活福祉資金（災害援護資金・住宅資金）の貸付けを行う。

ただし、災害弔慰金の支給に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則として生活福祉資金の災害援護資金及び住宅資金の貸付対象とならない。

(根拠法令：生活福祉資金貸付制度要綱（平成2年8月14日厚生省社第398号）)

種別	対象となる災害	実施主体等	貸付対象者	貸付限度額	貸付条件
生活福祉資金	災害援護資金	1 実施主体 県社会福祉協議会 2 窓口 村社会福祉協議会及び民生委員	災害を受けたことにより困窮し、自立更正をするために資金を必要とする低所得世帯	150万円以内	1 据置期間 6か月以内 2 償還期間 据置期間経過後 7年以内 3 貸付利率 年3% (据置期間中は無利子)
	住宅資金		災害による被害を受けるなど、住宅の増改築、補修等に資金を必要とする低所得世帯	150万円以内 (特に必要と認められる場合245万円以内)	1 据置期間 6か月以内 2 償還期間 据置期間経過後 7年以内 (左記の特に必要と認められる場合 9年以内) 3 貸付利率 年3% (据置期間中は無利子)
生活福祉資金	重複貸付		上記のとおり	1 家財のみ破損 150万円以内 2 住宅の半壊・半焼 170万円以内 3 住宅の全壊・全焼 250万円以内 4 3の場合でかつ特別の事情のある場合 350万円以内 5 上記2、3において被災した住宅を建て直す際に、残存部分を取り壊さざるを得ないなど特別の事情がある場合 (上記2の場合) 250万円以内 (上記3の場合) 350万円以内	

(5) 母子・寡婦福祉資金の貸付

母子家庭の母（配偶者のない女子で、現に20歳未満の児童を扶養している者）及び寡婦（配偶者のない女子で、かつて母子家庭であった者）等に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び扶養している児童、寡婦の福祉の増進を図ることを目的として、県が貸付を行う。

一般的な融資制度であるが、災害の場合には、据置期間を延長することができる次の特例措置がある。（根拠法令：母子及び寡婦福祉法）

貸付金の種類	被害の種類	被害の程度	据置期間の延長期間
事業開始資金	住宅又は家財の被害	15,000円以上 30,000円未満	6か月間
		30,000円以上	1年間
事業継続資金 及び住宅資金	住宅又は家財の被害	15,000円以上 30,000円未満	6か月間
		30,000円以上 45,000円未満	1年間
		45,000円以上	1年6か月間

事業開始資金、事業継続資金又は住宅資金の貸付金であって、災害により全壊、流失、半壊、床上浸水又はこれらに準ずる被害を受けた住宅に当該災害の当時居住していた者に対し、当該災害による被害を受けた日から1年以内に貸付けられるものについては、その措置期間を、貸付の日から2年をこえない範囲内において、その者が受けた被害の種類及び程度に応じて、期間の延長をすることができる。

4 住宅金融公庫への斡旋

(1) 災害復興住宅資金

村は県と連携を図り、被災地の滅失家屋の状況を調査し、住宅金融公庫法に規定する災害復興住宅資金融資摘要災害に該当するときは、被災者に対して当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入の促進を図る。この場合、資金の融資を早くするために、村においては、被災者が公庫に対して負うべき債務を保証するよう努める。

(2) 災害特別貸付金

村において災害により滅失家屋が10戸以上となった場合、被災者の希望により災害の実態を把握したうえで、災害特別貸付制度による融資を住宅金融和歌山代理店に申し出るとともに、現地に相談所を設置し被災者に融資制度の内容を周知する等必要な措置をとり、借入申し込みに際してはその手続き上の指導を行う。

(3) 地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法第24条第3項の規定により、知事の承認を得た関連事業計画に記載された関連住宅を移転または建設しようとするものに対する融資の斡旋について、村及び県は災害特別貸付と同様の措置を講ずる。

5 公営住宅の建設

災害により住宅を滅失、又は焼失して低額所得者の被災者に対する住宅対策として、村は県と連携を図り、必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図る。

この場合において、滅失又は焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときには、村及び県は災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し災害査定の早期実施が得られるよう努める。

第3節 被災中小企業の振興、農林業者への融資計画

被災した中小企業の再建を促進し、打撃を受けた農林業の生産力回復を図るため、村は県の指導のもとに、資金対策に万全を期するよう努める。

1 中小企業復興資金（行財政グループ）

被災した中小企業者に対する資金対策としては、普通銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、環境衛生金融公庫及び国民生活金融公庫等の融資、信用保証協会による融資の保証等により、施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が行われるが、これらの融資が円滑に行われ、早期に経営の安定が得られるよう措置する。

2 農林災害に対する融資制度

(1) 農林漁業金融公庫からの融資

ア 農林漁業施設資金

個人施設や共同利用施設、被害果樹の改植等の復旧に要する費用を融通

イ 農林漁業セーフティネット資金（災害資金）

災害に伴う経営再建費（経営続行を可能にする程度の経営再建費用）を融通

ウ 農業基盤整備資金

災害により流失、埋没した農地、牧野、農道等の復旧に要する費用を融通

エ 貸付対象者・貸付利率・償還期間等

(利率は平成19年11月19日現在)

資金名	貸付対象事業	貸付対象者	利率（年）	償還期間	うち据置期間
農林漁業施設資金	(共同利用施設) 農協等が設置する農産物の生産・流通・加工・販売に必要な共同利用施設等の復旧	農協・農協連、土地改良区・同連合会、5割法人・団体、農業共済組合・同連合会等	2.15%	20年以内	3年以内
	(主務大臣指定施設) 農業用施設、果樹の定植、樹園地の整備、果樹棚の設置、樹苗養成費等	農業を営む者	1.80%	15年以内	3年以内
農林漁業セーフティネット資金	災害により必要とする経営再建費、収入減補てん費	農業を営む個人、農業生産法人	1.45%	10年以内	3年以内
農業基盤整備資金	農地、牧野又はその保全、若しくは利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合会、農協・農協連等	1.45～ 1.70%	20年以内	10年以内

(2) 経営資金等の融通

農産物、畜産物等への被害が一定規模以上である場合は、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」の適用を受け、被害農林業者に対し経営に必要な資金の融通等の措置を講じる。（天災資金）

貸付対象者・貸付利率・償還期間等

資金名	資金の種類		貸付対象事業	貸付対象者	利率（年）	償還期間		貸付限度額
天 災 資 金	経 営 資 金	一般天 災 (注1)	種苗、肥料、飼料、薬剤、家畜、漁具、稚魚、漁業用燃料当購入、漁船の建造・取得等農林漁業経営に必要な資金	被害農林漁業者 ①農業にあつては、年収量の30%以上の減収でかつ年収入10%以上の損失額又は30%以上の樹体損失額のある者 ②林業、漁業にあつては、年収入10%以上の損失額のある者又は50%以上の施設損失額のある者	1.60%以内	3～6年以内		個人 200万円 法人 2000万円
		激甚災 (注1)				4～7年以内	個人 250万円 法人 2000万円	
金	事 業 資 金	一般天 災 (注1)	天災により被害を受けたために必要となった事業運転資金	在庫品等に著しい被害を受けた農協、農協連、森組、森組連、水協	1.60%以内	3年以内	組合 2500万円 連合会5000万円	
		激甚災 (注1)					組合 5000万円 連合会7500万円	

(注) 1 一般天災とは天災融資法のみ適用を受ける天災をいい、激甚災とは激甚災害法の適用をも受ける天災をいう。

2 貸付利息は、天災融資法の発動の都度、上記利率の範囲内で災害制度資金の貸付利率等を考慮して設定している。

3 林業災害に対する融資制度

(1) 農林漁業金融公庫からの融資

ア 農林漁業施設資金

個人施設や共同利用施設の復旧に要する費用を融通

イ 林業基盤整備資金

災害により被害を受けた森林、樹苗養成施設及び林道等の復旧に要する費用を融通

貸付対象者・貸付利率・償還期間等

(利率は平成19年11月19日現在)

資金名	貸付対象事業	貸付対象者	利率(年)	償還期間	うち据置期間
農林漁業施設資金	(共同利用施設) 造林、林産物の生産・流通・加工・販売等に必要共同利用施設の復旧	森林組合・同連合会、中小企業等協同組合、5割法人・団体、林業振興法人等	2.15%	20年以内	3年以内
	(主務大臣指定施設) 造林、異常降雪等による被害森林の復旧(補助対象事業)	林業を営む者	1.80%	15年以内	3年以内
林業基盤整備資金	(造林) 台風、異常降雪等による被害森林の復旧(補助対象事業)	林業を営む者、森林組合、同連合会	1.80～1.95%	30年以内	30年以内
	(樹苗養成施設) 樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、中小企業等協同組合	1.75～1.95%	15年以内	5年以内
	(林道) 自動車道、軽車道及びこれらの付帯施設(林産物搬出用機械含む)の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、中小企業等協同組合	1.80～1.95%	20年以内	3年以内

(2) 林業改善資金の融通

火災、気象上の原因による災害、その他の災害により損害を受けた森林の整備を行うために必要な資金を融通

貸付対象者・貸付利率・償還期間等

資金名	資金の種類	貸付対象事業	貸付対象者	利率	償還期間	貸付限度額
林業生産高度化資金	被害森林整備資金	作業路の開設・改良費用、被害木等の伐採・搬出、若しくは防除処理費用及び作業労賃	森林所有者、素材生産業者、種苗生産業者、森林組合・同連合会、生産森林組合、造林公社等	無利子	5年以内	森林面積 1haにつき 120万円

第4節 義援金の配分計画

寄託を受けた義援金の配分を行う場合、住民・企業等の意思を適切かつ効果的に反映した配分計画を策定し、速やかな配分の実施に努める。

1 義援金の配分

(1) 義援金の配分については、日本赤十字社和歌山県支部、その他義援金募集関係機関と義援金配分委員会等（以下「配分委員会等」という。）を設置し、公平かつ迅速な配分を行うものとする。また、この業務に関して、村広報等による広報活動やその他必要な支援を行う。

(2) 配分委員会等は、以下のことについて検討するものとする。

ア 配分金額

イ 配分対象者

ウ 配分方法

エ その他義援金配分に関すること。

[日本赤十字社和歌山県支部]

日本赤十字社和歌山県支部、又は日本赤十字社和歌山県支部が中心となって組織された義援金募集委員会等が義援金の配分を行う場合、配分委員会等の設置や配分基準・方法等を示した配分計画を策定するなど、公平かつ適切な配分の実施に努めるものとする。

(1) 配分委員会等を設置する場合の委員等の選考に当たっては、学識経験者・福祉関係者・被災地域の住民代表・行政関係者等を交えるなど、第三者的機能を持たせたものとする。

(2) 義援金の配分計画を策定したときは、報道機関等の協力を得るなどして、速やかに住民・企業等へ公表するとともに、迅速かつ確実な方法により被災住民への周知を行う。

(3) 配分計画に基づき配分を行うときは、報道機関等の協力を得るなどして、速やかに住民・企業等へ公表するとともに、迅速かつ確実な方法により被災住民への周知を行う。

(4) 義援金にかかる全ての配分を終了したときは、県に対してその状況を報告するとともに、報道機関等の協力を得るなどして、住民や企業等へ公表する。

[県]

県は、日本赤十字社和歌山県支部、又は配分委員会等の要請により、配分活動を支援するため、県が保有する広報媒体を利用した広報活動やその他必要な支援を行うことになっている。

第5節 激甚災害の指定に関する計画

1 激甚災害に関する調査

村長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

[県]

- (1) 知事は、市町村の被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部に必要な調査を行わせることにしている。
- (2) 関係各部は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他「激甚災害に対応するための特別の財政援助等に関する法律」に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるようにする。

2 特別財政援助額の交付手続等

村長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部に提供しなければならない。